

(令和7年4月1日～ 秋田県に申請する場合の手数料)

表1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅

	(1) 知事が認める方法による場合※ ¹	(2) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(3) 知事が認める計算方法による場合※ ³
一戸建ての住宅の場合	20,000円	29,000円	38,000円

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）・・・手数料条例の別表1

共同住宅等の床面積※ ⁴	(1) 知事が認める方法による場合※ ¹	(2) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(3) 知事が認める計算方法による場合※ ³
300㎡未満の場合	36,000円	55,000円	74,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	62,000円	92,000円	123,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	110,000円	159,000円	208,000円
5,000㎡以上の場合	166,000円	231,000円	298,000円

※1 仕様基準又は誘導仕様基準で評価する場合

※2 仕様基準又は誘導仕様基準と計算を併用して評価する場合

※3 計算で評価する場合

※4 共用部分を計算しない評価方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

3. 工場等・・・手数料条例の別表 2

非住宅建築物の床面積	(1) 知事が認める方法による場合※5	(2) (1) 以外の場合
300㎡未満の場合	22,000円	26,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	30,000円	34,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	41,000円	47,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	102,000円	109,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	153,000円	160,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	189,000円	198,000円
25,000㎡以上の場合	234,000円	244,000円

4. 工場等以外の非住宅建築物・・・手数料条例の別表 3

非住宅建築物の床面積	(2) 知事が認める方法による場合※5	(2) (1) 以外の場合
300㎡未満の場合	93,000円	241,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	118,000円	302,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	155,000円	389,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	250,000円	554,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	326,000円	682,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	392,000円	806,000円
25,000㎡以上の場合	459,000円	920,000円

※5 モデル建物法で評価する場合

5. その他

- ・ 計画の変更に伴う適合性判定又は軽微な変更該当証明書の交付申請手数料は、上表の2分の1の額です。
- ・ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の手数料は、住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表1で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表2又は手数料条例別表3で定める額を合算した額です。
- ・ 建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「4. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。

(令和7年4月1日～ 秋田県に申請する場合の手数料)

表2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅

	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
一戸建ての住宅の場合	6,000円	20,000円	29,000円	38,000円

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）・・・手数料条例の別表1

共同住宅等の床面積※ ⁴	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
300㎡未満の場合	11,000円	36,000円	55,000円	74,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	22,000円	62,000円	92,000円	123,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	48,000円	110,000円	159,000円	208,000円
5,000㎡以上の場合	85,000円	166,000円	231,000円	298,000円

※1 誘導仕様基準で評価する場合

※2 誘導仕様基準と計算を併用して評価する場合

※3 計算で評価する場合

※4 共用部分を計算しない評価方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

3. 工場等・・・手数料条例の別表2

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※5	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	22,000円	26,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	30,000円	34,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	41,000円	47,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	102,000円	109,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	153,000円	160,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	189,000円	198,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	234,000円	244,000円

4. 工場等以外の非住宅建築物・・・手数料条例の別表3

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※5	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	93,000円	241,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	118,000円	302,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	155,000円	389,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	250,000円	554,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	326,000円	682,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	392,000円	806,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	459,000円	920,000円

※5 モデル建物法で評価する場合

5. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上表の2分の1の額です。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の手数料は、住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表1で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表2又は手数料条例別表3で定める額を合算した額です。
- ・建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「4. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。
- ・複数の建築物の認定手数料の額は、建築物（棟）ごとに算出した手数料の額を合算した額です。

(令和7年4月1日～ 秋田県に申請する場合の手数料)

表3 建築確認申請（計画通知）・完了検査申請（工事完了通知）手数料一覧

※秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 建築確認申請（計画通知）手数料・・・別表 一の項

床面積の合計	(1)通常審査	(2)省エネ審査が必要な場合 ^{※1}
30㎡以内	9,000円	16,000円
30㎡を超え、100㎡以内	17,000円	24,000円
100㎡を超え、200㎡以内	35,000円	42,000円
200㎡を超え、500㎡以内	42,000円	59,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	59,000円	77,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	81,000円	117,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	231,000円	276,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	400,000円	461,000円
50,000㎡を超える	772,000円	834,000円

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合

（住宅等を仕様基準又は誘導仕様基準で評価し、建築確認の手続きの中で省エネ基準適合の確認が必要な場合）

2. 完了検査申請（工事完了通知）手数料・・・別表 二の項

床面積の合計	1 中間検査あり		2 中間検査なし	
	(1) 通常の検査	(2) 省エネ検査が必要な場合※ ²	(1) 通常の検査	(2) 省エネ検査が必要な場合※ ²
30㎡以内	15,000円	21,000円	18,000円	24,000円
30㎡を超え、100㎡以内	18,000円	24,000円	21,000円	28,000円
100㎡を超え、200㎡以内	27,000円	33,000円	30,000円	36,000円
200㎡を超え、500㎡以内	37,000円	47,000円	40,000円	50,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	64,000円	81,000円	65,000円	83,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	86,000円	114,000円	94,000円	122,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	212,000円	297,000円	229,000円	314,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	349,000円	518,000円	365,000円	534,000円
50,000㎡を超える	723,000円	934,000円	737,000円	948,000円

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為である場合

（完了検査において、省エネ基準適合の検査が必要な場合）

3. その他

- ・ 建築確認申請又は計画通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する建築物が含まれる場合の手数料は、申請等に係る全ての建築物の延べ面積を合計した床面積に対する省エネ審査が必要な場合の額になります。
- ・ 完了検査申請又は工事完了通知に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為による建築物が含まれる場合の手数料は、申請等に係る全ての建築物の延べ面積を合計した床面積に対する省エネ検査が必要な場合の額になります。

(令和7年4月1日～ 秋田県に申請する場合の手数料)

表4 低炭素建築物の認定申請手数料一覧

※※秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅

	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
一戸建ての住宅の場合	6,000円	20,000円	29,000円	38,000円

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）・・・手数料条例の別表1

共同住宅等の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
300㎡未満の場合	11,000円	36,000円	55,000円	74,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	22,000円	62,000円	92,000円	123,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	48,000円	110,000円	159,000円	208,000円
5,000㎡以上の場合	85,000円	166,000円	231,000円	298,000円

※1 誘導仕様基準で評価する場合

※2 誘導仕様基準と計算を併用して評価する場合

※3 計算で評価する場合

3. 工場等・・・手数料条例の別表2

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※4	(3) (1) 又は(2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	22,000円	26,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	30,000円	34,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	41,000円	47,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	102,000円	109,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	153,000円	160,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	189,000円	198,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	234,000円	244,000円

4. 工場等以外の非住宅建築物・・・手数料条例の別表

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※4	(3) (1) 又は(2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	93,000円	241,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	118,000円	302,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	155,000円	389,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	250,000円	554,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	326,000円	682,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	392,000円	806,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	459,000円	920,000円

※4 モデル建物法で評価する場合

5. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上表の2分の1の額です。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の手数料は、住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表1で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表2又は手数料条例別表3で定める額を合算した額です。
- ・建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「4. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。